

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第55号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前																
別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係） 1 使用料及び手数料 （1）～（20） 略 <u>（21）</u> 略 <u>（22）</u> 略 <u>（23）</u> 略 <u>（24）</u> 略 <u>（25）</u> 略 <u>（26）</u> 略 2 略	別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係） 1 使用料及び手数料 （1）～（20） 略 <u>（21）</u> 鳥取県農業試験場手数料条例（昭和50年鳥取県条例第1号）第1条の規定に基づく手数料 <u>（22）</u> 略 <u>（23）</u> 略 <u>（24）</u> 略 <u>（25）</u> 略 <u>（26）</u> 略 <u>（27）</u> 略 2 略 <u>様式第2号（第6条関係）その1</u> 証紙徴収整理簿 部 課 （出納機関名） <table border="1"><thead><tr><th>年月日</th><th>納入者</th><th>証紙はり付け額</th><th>課長（出納機関の長）印</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 備考 1 この整理簿は、毎年度改冊する。 2 この帳簿は、科目（節又は細節）ごとに口座を設け、月計及び累計を付する。 3 納入者欄は、当日分をまとめて「ほか名」として記載することができる。	年月日	納入者	証紙はり付け額	課長（出納機関の長）印			円									
年月日	納入者	証紙はり付け額	課長（出納機関の長）印														
		円															

- 4 課長（出納機関の長）印は、私印とする。
- 5 課長とあるのは、警察本部運転免許課にあっては、警察本部長が別に定める者とする。
- 6 出納機関の長とあるのは、総合事務所にあっては各局の課長、警察署にあっては警察本部長が別に定める者とする。

様式第2号（第6条関係）その2

証紙徴収整理簿

年月日	納入者	表示金額	課長印
		円	

- 備考
- 1 この整理簿は、毎年度改冊する。
 - 2 この帳簿は、科目（節又は細節）ごとに口座を設け、月計及び累計を付する。
 - 3 納入者欄は、当日分をまとめて「ほか名」として記載することができる。

様式第2号（第6条関係）

証紙徴収整理簿

部 課
（出納機関名）

年月日	納入者	証紙貼付額 （表示金額）	確認印
		円	

- 備考
- 1 この整理簿は、毎年度改冊する。
 - 2 この帳簿は、科目（節又は細節）ごとに区分を設け、月計及び累計を付する。
 - 3 納入者欄は、当日分をまとめて「ほか名」として記載することができる。
 - 4 確認印は、私印とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者（整理簿の記入を行う者を除く。）が内容を確認した上で押印する。この場合において、当該確認を課長又は出納機関の長が指定する者に行わせるときは、書面で当該確認に係る指定を行うこと。
（1）本庁の課（警察本部運転免許課を除く。） 課長、課長補佐若しくは主幹（これらと同等の職にある者を含む。）

又は課長が指定する者

- (2) 警察本部運転免許課 警察本部長が別に定める者
- (3) 出納機関（総合事務所及び警察署を除く。） 出納機関の長、出納員又は出納機関の長が指定する者
- (4) 総合事務所 各局の課長、課長補佐若しくは主幹（これらと同等の職にある者を含む。）又は課長が指定する者
- (5) 警察署 警察本部長が別に定める者

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。